

指 総 財 第 209 号
平成 27 年 3 月 17 日
(財 政 課 扱 い)

指宿市競争入札参加資格者（建設工事） 各位

指宿市長 豊留 悦男

建設工事の入札に係る工事費内訳書の取扱いについて（通知）

平素から本市入札及び契約業務につきまして、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

これまで、本市における建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）においては、入札参加者に対し工事費内訳書の提出を求めておりませんでした。

しかし、平成 27 年 4 月 1 日より、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、建設業者は公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず入札金額の内訳を記載した書類の提出が義務付けられ、地方公共団体の長はその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されることとなりました。

つきましては、平成 27 年 4 月 1 日以降に発注する本市の建設工事の入札についても、すべての案件に対し入札参加者から工事費内訳書の提出をしていただくこととなりますので、下記及び別紙を十分ご確認の上、入札に参加されますようお願いいたします。

なお、今後、このことについて取扱いに変更が生じた場合は、随時、市のホームページ等でお知らせします。

記

1 対象工事

一般競争入札（本市においては条件付一般競争入札）及び指名競争入札に付するすべての建設工事

2 実施時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から実施する。

3 提出様式

提出を求める「工事費内訳書」の様式は（別紙 1）を標準とする。

なお、発注する案件ごとに、市があらかじめ「工種等」その他を記載した様式を提示するので、原則としてこれを使用することとする。

4 提出時期

紙入札の場合：入札書の投函前（委任状を求める際と同時）

※工事費内訳書は封入すること

電子入札の場合：入札書の提出と同時（入札書に添付して提出）

5 処理方法

(1) 開札前の処理

- ① 提出された工事費内訳書の工事名, 提出業者名, 工事費内訳等の記入状況を確認し, 受理する。
- ② 工事費内訳書を提出しない入札参加者, 工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札行為は無効とする。

(2) 開札後の処理

- ① 市は, 提出された工事費内訳書の審査の結果, 内容が標準的な積算と大幅に異なる入札参加者には, 書面 (別紙2) 等により説明を求め, 書面 (別紙3) 等にて回答を求める場合がある。

6 入札参加者に対する周知方法

- (1) 一般競争入札参加者に対しては公告に, 指名競争入札参加者に対しては指名通知書に「工事費内訳書を提出することが入札条件となっており, 提出しない入札参加者, 工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札行為は無効となる」旨を明示する。
- (2) 本通知及び (別紙1~4) を市ホームページに掲載する。

7 その他

特に, (別紙1)「工事費内訳書」記載例 及び (別紙4) については, 内容をよくご確認ください。

(別紙1)

「工事費内訳書」記載例

(別紙1)

平成〇〇年〇月〇日

指宿市長 〇〇 〇〇 殿

住所 指宿市 〇〇 〇〇番地

株式会社 〇〇建設

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

代理人 〇〇 〇〇

紙による代理入札のみ代理人を記載

印

工 事 費 内 訳 書

工事名	〇〇通り線道路新設工事
工事場所	指宿市 〇〇地内

工種等	金額(円)
道路改良	61,397,062
土工	18,186,152
法面工	15,678,943
擁壁工	23,854,915
雑工	3,677,052
直接工事費	61,397,062
共通仮設費計	5,703,787
純工事費	67,100,849
現場管理費	10,474,442
工事原価	77,575,291
一般管理費計	8,759,709
工事価格	86,335,000

※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと

株式会社 〇〇建設

注意事項

※日付は、応札日を記載する。

※住所欄は、入札参加者の所在地を、氏名欄は、商号又は名称、代表者名を記載する。

※代理による入札の場合は、代理人氏名も記載する。(電子入札の場合は、代表者名)

※紙入札の場合は、必ず押印する。(印・・・代表者印または代理人印) 電子入札の場合は押印不要。

※記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印する。

※工事名、工事場所は、公告又は指名通知書のとおり記載する。

※工事の工種等ごとに見積金額を記載する。工種等は、あらかじめ市が示したとおり記載すること。

※直接工事費については、各工種一式にて計上し、記載する。

(別紙2)

第 号
年 月 日

様

指宿市長

印

「工事費内訳書」の内容確認について（照会）

下記の工事に係る「工事費内訳書」について、確認事項の説明を求めますので、別紙により 年 月 日までに御回答ください。

記

- 1 入札日 年 月 日（ ）
- 2 工事名
- 3 確認事項

注) (別紙3) を添付して照会を行うこと。

(別紙3)

年 月 日

指宿市長

様

住所

氏名

印

「工事費内訳書」の内容確認について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のあった確認事項については、下記のとおり回答します。

記

- 1 入札日 年 月 日 ()
- 2 工事名
- 3 確認事項に対する回答

(別紙4)

指宿市建設工事入札参加者の皆様へ

建設工事の一般競争入札（本市においては条件付一般競争入札）及び指名競争入札においては、次の事項に留意してください。

- 1 見積りの根拠資料となる「工事費内訳書」の提出が義務付けられています。
紙入札の場合は入札書の投函前（委任状を求めるときと同時）に、電子入札の場合は入札書に添付して提出してください。※紙入札の場合、工事費内訳書は封入してください。
- 2 「工事費内訳書」は、原則として、発注する入札案件ごとに、市があらかじめ工種等を記載した様式を使用してください（公告又は指名通知書と併せ、入札案件ごとに市のホームページに様式を掲載しますので、これを使用してください。）。
別添の記載例を参考に記入してください。
- 3 提出された工事費内訳書は、その内容を審査します。
提出された工事費内訳書は、審査を行い、その内容が標準的な積算と比較して大幅に異なっている場合等には、内容の説明を求めることがあります。
- 4 提出された工事費内訳書は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 提出された工事費内訳書は、返却いたしません。
 - (2) 提出された工事費内訳書は、入札関係書類（公文書扱い）として保管し、情報公開の対象となります。
 - (3) 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
 - (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。
- 5 次に該当する入札参加者の入札行為は、無効の取扱いとなりますので注意してください。

(1) 未提出の場合	①	工事費内訳書が提出されていない場合
(2) 未提出であると認められる場合	②	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む）
	③	工事費内訳書と無関係な書類である場合
	④	他の工事の工事費内訳書である場合
	⑤	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札により工事費内訳書が提出される場合を除く）
	⑥	公告又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合

※項目【日付、発注者名、住所、氏名（商号）、工事名、工事場所等】の誤字、脱字、記載漏れ（工種等の一部記載漏れ含む）は、無効の取扱いとなる場合がありますので、ご注意ください。

- 6 電子入札システムで提出する場合の留意事項
 - (1) 工事費内訳書は、電子入札の実施要領で定める種類のファイルとすること。
(エクセル、ワード、PDF等)
なお、ファイルの圧縮はできるだけしないようにすること。
 - (2) 工事費内訳書のファイル名は（会社名）＋（工事名）とすること。
なお、工事名については、工事箇所、工区名が判別できれば簡略化してよい。
例：(株)建設（△△工区道路新設工事1工区）.xls